

令和7年度公共用水域水質及び地下水質分析調査委託業務仕様書（案）

1 趣旨

この仕様書は、令和7年度の公共用水域水質測定計画及び地下水質測定計画に基づく調査のうち、水質分析に係る委託業務に関し、必要な事項を定め、もってこの業務の円滑な実施を図るものとする。

2 委託業務の内容

(1) 分析項目及び検体数

分析項目及び検体数は、別表1に定めるところによる。

(2) 分析方法及び定量下限値

分析方法及び定量下限値は、別表2によるものとする。

(3) 分析結果の報告

ア 委託者への報告

公共用水域の健康項目及び要監視項目について、環境基準値又は指針値を超える数値（異常値）が検出されたときは、直ちに様式1により委託者に報告するものとする。また、毎月の分析結果を様式2の電子ファイルに入力し、翌月20日までに委託者へ提出することとする。電子ファイルの形式等については、別途指示するものとする。なお、令和8年3月分の報告分も、委託業務の期限内に行うものとする。

イ 採水機関及び環境保健研究センターへの報告

公共用水域の測定については、受託者は、環境保健研究センターが配布する電子ファイルに分析結果を入力し、翌月20日までに採水機関及び環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。

ただし、委託者がデータをチェックした後にデータエラーが生じた場合には、受託者は電子ファイルを再び作成するものとする。

地下水の測定については、受託者は、様式3の電子ファイルに分析結果を入力し、翌月20日までに採水機関及び環境保健研究センター地下水担当者あてに送付するものとする。また、1,4-ジオキサンについて0.005mg/L、エピクロロヒドリンについて0.00004mg/Lを超える値が検出されたときは、直ちに様式4により採水機関及び環境保健研究センター地下水担当者に報告するものとする。

プランクトンについては、様式2による優占種の報告のほか、様式5の計数表及び優先する5種についてプランクトンの平均的な大きさがわかる写真データを委託者、採水機関及び環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。電子ファイルの形式については、別途指示するものとする。

なお、写真にはスケールバー（スライドグラス上の界線も可）を追加するか、または細胞のおおよその短径及び長径を記載するものとする。

(4) 再分析の指示

委託者は、2(3)アの報告があった場合は、その内容を検討し、受託者に対して再分析を指示することができる。

(5) 検体及び採取容器

ア 検体の搬入等

検体は当日のうちに受託者が環境保健研究センターまで受け取りに来ること。(受け取り時間については別途指示するものとする。)また、分析終了後、別途指示する方法で容器を採水機関に返送するものとする。

なお、検体採取容器については受託者が準備するものとする。

イ 検体の保存

分析に供した検体の残存分については、2(3)に定めるところにより分析結果を委託者に報告し、委託者からの合格の連絡があるまでの間は、受託者において検体を保存するものとする。

3 精度管理等の実施

委託者は、分析結果の精度を確保するために、受託者が参加した外部精度管理調査結果及び同一の試料によるクロスチェック等の確認を行うこととする。

なお、実施方法については委託者が別途指示するものとする。

4 成果品

成果品は、2に定めた様式2及び3をとりまとめたものを、電子媒体により委託者に1部提出することとする。

5 その他

(1) 業務打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、受託者は事前に委託者と業務に係る打ち合わせを行うものとする。なお、日時等については委託者が別途指示するものとする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は、委託者と受託者が協議して定める。

別表1 令和7年度公共用水域水質及び地下水質分析調査委託項目

公共用水域水質分析項目	検体数	公共用水域水質分析項目	検体数
全窒素	404	イソキサチオン	10
全燐	404	ダイアジノン	10
全亜鉛	561	フェニトロチオン	10
ノニルフェノール	476	イソプロチオラン	10
LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）	476	オキシ銅	10
カドミウム	145	クロロタロニル	10
全シアン	34	プロピザミド	10
鉛	175	E P N	10
六価クロム	38	ジクロロボス	10
砒素	183	フェノブカルブ	10
総水銀	111	イプロベンホス	10
アルキル水銀	111	クロロニトロフェン	10
P C B	0	フタル酸ジエチルヘキシル	6
チウラム	26	ニッケル	22
シマジン	24	モリブデン	12
チオベンカルブ	24	アンチモン	16
セレン	54	塩化ビニルモノマー	10
ふっ素	46	エピクロヒドリン	10
ほう素	62	全マンガン	79
1,4-ジオキサン	42	ウラン	8
フェノール	12	銅	133
ホルムアルデヒド	14	溶解性鉄	111
4-tert-オクチルフェノール	6	クロロフィル-a	66
アニリン	6	プランクトン（優占種）	54
2,4-ジクロロフェノール	6	トリハロメタン生成能	4
		公共用水域水質分析項目合計	4091

※プランクトン（優占種）は、湖沼及び海域で実施するもの。

地下水質分析項目	検体数
P C B	3
1,4-ジオキサン	3
エピクロヒドリン	3
地下水質分析項目合計	9

総合計	4,100
-----	-------

別表2 分析方法及び定量下限値

・公共用水域

区分	項目	分析方法	単位	定量下限値	不検出の記載方法
生活環境項目	全窒素	(湖沼) 規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5 に定める方法 (海域) 規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 に定める方法	mg/L	0.05	<0.05
	全燐	規格 K0102-2 18.4 に定める方法	mg/L	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 K0102-3 12 に定める方法	mg/L	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	公共用水域告示付表 11 に掲げる方法	mg/L	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	公共用水域告示付表 12 に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
健康項目	カドミウム	規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留装置は装置にて行わない。) の分析を行う方法又は付表 1 (蒸留操作は装置にて行う。) に掲げる方法	mg/L	0.1	ND
	鉛	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	mg/L	0.002	<0.002
	六価クロム	規格 K0102-3 24.3 (規格 K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 2 までに掲げる場合にあっては、以下に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 または 24.3.6 に定める方法による場合 (規格 K0102-3 24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	<0.01
	砒素	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める	mg/L	0.001	<0.001
	総水銀	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法	mg/L	0.0005	ND
	PCB	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法	mg/L	0.0005	ND
	チウラム	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
	シマジン	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	セレン	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める	mg/L	0.002	<0.002

	ふっ素	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3 若しくは 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102-2 5.2 (蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び規格 K0102-2 5.5 に定める方法	mg/L	0.1	<0.1
	ほう素	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法	mg/L	0.1	<0.1
	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005
要監視項目	フェノール	付表*1 に掲げる方法	mg/L	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	付表*2 に掲げる方法	mg/L	0.003	<0.003
	イソキサチオン	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	オキシ銅	付表***2 に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	クロロタロニル	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	プロピザミド	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	EPN	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	フェノブカルブ	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	イプロベンホス	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	クロトロフェン	付表***1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0001	<0.0001
	フタル酸ジエチルキシル	付表***3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 K0102-2 59.3 に定める方法又は付表*4 若しくは付表*5 に掲げる方法	mg/L	0.001	<0.001
	モリブデン	規格 K0102-2 68.2 に定める方法又は付表*4 若しくは付表*5 に掲げる方法	mg/L	0.007	<0.007
	アンチモン	付表****5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	付表****1 に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	付表****2 に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003
	全マンガン	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合には、必要に応じ試料を希釈することとする。)	mg/L	0.01	<0.01
ウラン	付表****4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002	
4-tert-オクチルフェノール	付表****1 に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003	
アニリン	付表****2 に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	
2,4-ジクロロフェノール	付表****3 に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003	
特殊項目	銅	規格 K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に掲げる方法	mg/L	0.01	<0.01
	溶解性鉄	規格 K0102-3 16.3、16.4 又は 16.5 に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1
その他項目	クロロフィル a	上水試験方法(IV-2-25)に準じた方法	µg/L	1	<1
	プランクトン(優占種)	上水試験方法(VI-3)に準じた方法	—	—	—

	トリハロメタン生成能	検定方法	mg/L	0.001	<0.001
--	------------	------	------	-------	--------

・地下水

区 分	項 目	分 析 方 法	単 位	定 量 下 限 値	不 検 出 の 記 載 方 法
環 境 基 準 項 目	P C B	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法	mg/L	0.0005	ND
	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005
要 監 視 項 目	エピカロトリン	付表 ^{*****} 2 に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003

備考 1) 「規格」とは「日本産業規格」である。

備考 2) 「公共用水域告示付表」とは「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」にある付表である。

備考 3) 「付表^{*}」とは「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 15 年環境省通知）」にある付表である。

備考 4) 「付表^{**}」とは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成 11 年環境庁通知）」にある付表である。

備考 5) 「付表^{***}」とは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成 16 年）」にある付表である。

備考 6) 「付表^{****}」とは「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 25 年）」にある付表である。

備考 7) 「上水試験方法」とは（公社）日本水道協会発行図書の試験方法である。

備考 8) 「検定方法」とは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項の環境大臣が定める検定方法（平成 7 年環境庁告示第 30 号）」である

別途指示する事項

1 電子ファイルの作成

受託者は予め、エクセル（マイクロソフト社製）を使用できる環境を整えておくこと。

2 電子ファイルの報告

公共用水域については、委託者が指定する電子ファイルに分析結果を入力後、委託者、採水機関、環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。

環境基準値又は指針値を超えた数値については、斜体にするなど一目でわかるようにすること。

地下水については、委託者が指定する電子ファイルに分析結果を入力後、委託者、採水機関及び環境保健研究センター地下水担当者あてに送付するものとする。

プランクトンについては、委託者が指定する電子ファイルに分析結果を入力後、写真データを添付して、委託者、採水機関及び環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。

3 検体容器の返送方法等

検体容器は、再び使用できるように洗浄後乾燥させ、容器が破損しないよう採水機関毎に梱包し、返送すること。

なお、宅配便等を利用する場合、費用は受託者が負担すること。

4 精度管理等の実施方法

(1) 精度管理

① 受託者は、環境省主催の環境測定分析統一精度管理調査に参加し、結果を委託者に提出すること。また、委託者が必要と認める場合、次のとおりクロスチェックを実施する。クロスチェックに基づくデータの取扱等については、別途、協議するものとする。

ア 試料分割法

同一検体を分割し、クロスチェックを行うものとする。

イ 標準試料法

環境保健研究センターが受託者に試料を配布し、クロスチェックを行うものとする。

② 受託者は標準化された手順により内部精度管理を実施すること。

(2) 分析状況に係る査察

契約期間中に1度実施するものとするが、必要があれば任意に査察を実施することがある。

5 作業フロー図

